

## 観光協会特産品推奨制度申請の受付開始！！

農業が盛んな紀の川市では、農作物が豊富にとれ、それを上手に使った農産加工品等、紀の川市の特色を活かした商品が沢山あります。

観光協会会員の皆様方が製造されている商品でも、まだ市場で知られていない名品があり、広報や宣伝のやり方ひとつで、大ヒットするような要素が秘められている商品があるはずです。

是非この機会に「紀の川市ブランド」を確立し、紀の川市の特産品を盛り上げていきませんか？

**大ヒット商品にするかは、あなたの腕次第。まずは第一歩!!**



### 【申請受付】

期 間： 令和3年9月1日（水）～9月30日（木） ※土日祝除く

受付時間： 9：00～17：00

受付場所： 紀の川市観光協会事務局（紀の川市役所本庁舎4階 観光振興課内）

（お問い合わせ）〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338

TEL：0736-77-0843 FAX：0736-79-3928

### 【申請資料】

必要書類： 紀の川市観光協会特産品推奨認定・登録申請書（様式第1号）

添付資料： 商品サンプルを1件当たり2点

※賞味（消費）期限等の短い商品については、指定された日に提出下さい。

※季節商品等でサンプルがない場合は、仕様書やカタログ、写真等

※更新申請の場合に限り、前回申請時と内容に変更無ければ申請書のみ提出下さい。

料 金： 3,000円（申請料 1,000円 + 登録料 2,000円）

※認定されなかった場合は、登録料の2,000円はお返しします。

制度内容： 紀の川市観光協会特産品推奨制度実施要綱参照

### 【その他】

有効期間： 認定有効期間は、令和4年1月1日から令和6年12月31日の3年間

変更申請： 認定商品の内容に変更が生じた場合は、変更申請が必要となりますが、申請時期が年間1期間（毎年9月）と定められており、それまで申請をお待ちいただくこととなりますので、ご了承ください。